

合併協議の主な内容

(合併協定項目)

現在の3市町においては、それぞれ住民サービスや行政制度などに違いがあります。

こうした違いを新市になった場合にどのように調整していくかについて、合併協議会では1250項目に及ぶ住民サービスや行政制度などの調整項目について、大きく50項目の「合併協定項目」に区分をして協議をしてきました。

このうち主な項目について御紹介します。

基本的な協議事項

合併の方式

釧路市、阿寒町、音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とします。

※「新設合併」とは、今までの市町村を一度廃止して、その後に改めて新しい市町村を設置するもので、いわゆる「対等合併」と言われる方式です。

新市の名称

「釧路市」とします。

合併の期日

平成17年(2005年)10月11日とします。

新市の事務所の位置

現在の釧路市役所の位置とします。



住民サービスや負担に関すること

地方税に関すること

市町民税

- 個人市町民税は標準税率を採用します。
- 法人市町民税は制限税率に統合しますが、標準税率を適用している音別町は合併後3年程度現行を引き継ぎます。

【個人市町民税】

平成16年4月1日現在

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
					合併時	経過措置後
個人	均等割	3,000円/年 (非課税基準額≒320千円 給与所得者標準世帯年収=2,403千円)	3,000円/年 (非課税基準額≒280千円 給与所得者標準世帯年収=2,140千円)	現行どおり	釧路市の税率になります	
	所得割	前年度所得 200万円以下:3%	200万円超:8%		700万円超:10%	現行どおり

固定資産税

- 標準税率1.4%をそのまま引き継ぎます。

都市計画税

- 現在、釧路市において課税対象とされている固定資産については、税率0.3%をそのまま引き継ぎます。

入湯税

- 阿寒町の現行制度に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	新市（合併時）
一泊	150円/人		150円/人
日帰り	50円/人	90円/人	90円/人
修学旅行 (10人以上の団体)	なし	一泊70円/人 一日40円/人（日帰りの場合）	一泊70円/人 一日40円/人（日帰りの場合）

確定申告の方法

- 現行どおり引き継ぎますが、会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議します。

使用料、手数料等に関すること

住民窓口の証明・ 交付手数料

- 戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
住民票	200円	200円	世帯全部300円	200円
			世帯一部150円	
印鑑登録証（交付）	500円	300円	無料	500円
印鑑登録証（再交付）	500円	300円	300円	500円
印鑑に関する証明	300円	300円	300円	300円

税証明手数料

- 1件700円とする住宅家屋証明以外の手数料は、釧路市の現行に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
所得証明	300円	300円	400円	300円
課税・納税証明	300円	300円	400円	300円
住宅家屋証明	1,300円	1,300円	500円	700円
営業証明	300円	500円	500円	300円
固定資産評価証明	300円	500円	500円	300円

ごみ処理手数料



- 平成17年4月1日施行の釧路市の手数料に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	阿寒町	新市（合併時）
家庭系	可燃ごみ 45ℓ=100円 15ℓ=30円	40ℓ=100円 20ℓ=50円 30ℓ=75円 10ℓ=25円
	不燃ごみ	
粗大ごみ	400円	375円
資源ごみ	無料	無料

し尿処理の収集 手数料

- リッター当たり5円（税込）で統合します。

平成16年4月1日現在

釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
(1回につき) 100ℓまで520円 100ℓ超過分20ℓごとに105円	1ℓ=5円	1ℓ=4円	1ℓ=5円 (税込)

水道料金及び 下水道使用料

【水道料金】

- 合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本としますが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正します。
- 新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性を判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定します。
- 業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合します。

【下水道使用料】

- 合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合しますが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者については、地域の特殊性や使用料の極端な増加に十分配慮し別途段階的に補正します。
- また、新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含めます。



下水道の受益者 負担金

- 「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぎます。
- 納付方法は年4回(納期は7月・9月・11月・1月)とし、期間を金額により最大6年間としている阿寒町の取扱いとしますが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用します。

コミュニティセンター、 地区会館、町内会館施設 の運営形態及び使用料

- 設置経緯や各市町の実情が異なることから、当面現行の管理運営を引き継ぎます。また、同一形態の使用料は統合を検討します。

市町営住宅の入居資格 及び使用料

- 釧路市の現行制度に統合します。
- 使用料(家賃)規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行います。

斎場・火葬場の 使用料

- 釧路市の現行使用料に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市(合併時)
大人	13,000円	7,000円	15,000円	13,000円
小人	7,000円	6,000円	12,000円	7,000円

保育料



- 当分の間は現行を引き継ぎますが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討します。

平成16年4月1日現在／金額は月額

区分			釧路市	阿寒町	音別町	新市	
						合併時	経過措置後
標準世帯 前年分 所得税が 概ね 11~14万円 の世帯	在籍 1人目	3歳未満児	42,300~44,500円	—	11,000~13,000円	現行どおり	新市で調整します
		3歳以上児	36,500~39,600円	6,000円	9,500~11,000円		
	在籍 2人目	3歳未満児	0円	—	11,000~13,000円		
		3歳以上児	0円	6,000円	9,500~11,000円		
	在籍 3人目	3歳未満児	0円	—	11,000~13,000円		
		3歳以上児	0円	6,000円	9,500~11,000円		

町立幼稚園の入園料・保育料

- 新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討します。

小・中学校の給食方式及び給食費

- 現行を引き継ぎ、合併後、給食単価及びメニューの統一や食材の購入方法などを検討します。

平成16年4月1日現在／金額は年額

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市	
				合併時	経過措置後
小学校給食費	1・6年生 41,478円	39,140円	37,810円	現行どおり	新市で統一を検討します
	2~5年生 42,816円				
中学校給食費	1・2年生 48,776円	1・2年生 46,740円	1・2年生 43,875円		
	3年生 46,096円	3年生 44,280円	3年生 41,625円		

スポーツ施設の使用料

- 料金体系や減免基準の統合に当たり合併後5年程度の猶予を設けますが、速やかな検討に努めます。

補助金、交付金等に関すること

遠距離児童・生徒通学費補助事業

- 現行制度を引き継ぎます。

奨学金貸付制度



- 各自治体の上限を適用し再編します。
- 貸付業務は新市で行いますが、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てます。

平成16年4月1日現在／金額は月額

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市(合併時)
大学	41,400円	25,000円以内	30,000円	41,400円
専修学校			20,000円	
高等専門学校	9,300円	15,000円以内	15,000円	20,000円
高等学校			15,000円	15,000円

就学費援助制度

- 援助項目の多い釧路市の現行制度に統合します。

私立幼稚園就園奨励費補助制度

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

高等学校の通学費助成

- 阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましいと考えます。
- 新市としての通学費助成制度を検討します。

農業・畜産業各種利子補給制度

- 北海道の制度である「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用します。

水産業各種利子補給制度

- 末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定めます。

工業等振興条例助成

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

中小企業等活性化推進

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

商工業振興融資制度

- 融資項目の多い釧路市の現行制度に統合しますが、合併後7年程度、既実行分を引き継ぎます。

定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金

- 音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続します。
- まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぎます。

町内会（自治会）活動補助金

- 現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整します。

街路灯（防犯灯）の設置・維持補助

- 現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編します。

環境保全の資金助成制度

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

芸術・文化団体育成補助制度

- 現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整します。

スポーツ団体育成補助制度

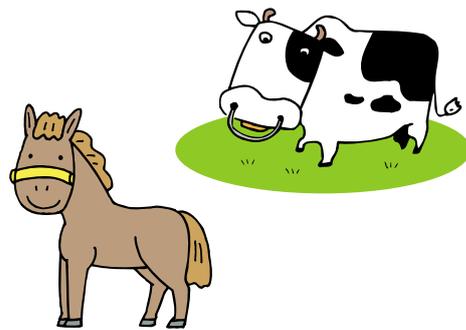
- 現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一します。

コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度

- 地域住民団体で設置・管理している施設がある釧路市の現行制度に統合します。

地方バス路線維持補助金

- 単独補助路線は生活の足の確保を前提として、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととしますが、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考えを新市に引き継ぎ再編します。



消防・防災に関すること

消防組織

- 釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する2町の組織を統合し、職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぎますが、新市における定員管理計画の策定を行います。

消防団の組織・人員

- 組織は現行体制としますが、連合消防団を組織し市長の指揮監督下で活動します。
- 団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図ります。

指定避難場所、緊急支援物資保管施設

- 地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎます。
- 雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぎます。

防災計画

- 地域防災計画は合併時に釧路市の現行計画に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議します。

火災出動

- 広域的な消防活動を円滑に行うため、現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進します。
- 地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定します。

救急出動



- 救急体制は、次のとおり統合します。
 - ア 救急車の台数は現行を引き継ぎます
 - イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討します
 - ウ 阿寒町、音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討します
 - エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置します

住民の暮らしに関すること

字名・町名

- 釧路市は現行どおりとし、阿寒町・音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」・「音別町」を残すことを原則とします。
 なお、「字」の表示は廃止します。
 〈事例〉釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目
 釧路市音別町朝日1丁目

ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等



- 収集体制は現行を引き継ぎますが、委託化の方向で効率的な体制を検討します。
- 新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせ調整します。

平成16年4月1日現在

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
家庭系	可燃ごみ	週2回			合併時には現行どおりとし、新市において調整します	
	不燃ごみ	週1回	月2回			
	資源ごみ	月2回	週1回	月2回		
収集方法		ステーション方式（釧路市は一部戸別あり）			合併時には現行どおりとし、新市において一本化を調整します	
収集体制		直営・委託	委託		合併時には現行どおりとし、新市において効率的な体制を検討します	

道路除雪及び冬季路面对策

- 除雪作業初動の降雪量は10cmとしますが、都市部や酪農地帯など地域特性に配慮し柔軟に対応します。
- 現行の拠点施設を維持・調整し、除排雪体制を強化するとともに、合併後5年程度で直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料を調整します。

平成16年4月1日現在

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
					合併時	経過措置後
除雪作業初動降雪量	幹線道路	10cm	15cm	5~10cm	現行どおり	10cm
	生活道路	15cm				

消費者教育・啓発推進

- 釧路市の消費生活センターを拠点とし、各地の消費者協会と連携した消費生活行政を推進します。

健康・福祉・医療に関すること

国民健康保険に関すること

保険料（税）賦課割合と保険料率



- 保険料（税）賦課割合等は、次のとおりとします。
 - ア 「保険税」を「保険料」に統合します
 - イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編しますが、資産割は導入しないこととします
 - ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するため、釧路市は段階的に引き上げます
 - エ 納期は釧路市の10期に統一します

『モデルケース』二人世帯の場合の保険料試算（医療分）

※この試算は平成15年度の国保事業をベースにしています。また、3市町の現行保険料（税）は平成15年度の料（税）率で算出しています。金額は年額

区分			釧路市	阿寒町	音別町	新市	
所得階層区分	給与収入額	年金収入額				合併時	経過措置後
33万円以下※1	98万円	173万円	23,600円	42,700円	39,900円	現行どおり	23,600円
100万円※2	167万円	240万円	129,200円	129,500円	136,300円		128,400円
300万円	443万円	495万円	343,000円	280,300円	316,900円		339,200円
500万円	689万円	730万円	510,000円	414,300円	480,900円		530,000円
600万円	800万円	846万円	510,000円	481,300円	530,000円		530,000円

①現行の資産割課税分は、阿寒町（35%17,500円）・音別町（30%15,000円）としています。（固定資産税額は50,000円として試算）
 ※1. 均等割・平等割の7割軽減適用をしています。 ※2. 均等割・平等割の2割軽減適用をしています。

任意給付

- 出産育児一時金は現行を引き継ぎます。
- 葬祭費は釧路市の現行制度に統合します。

健康診査助成事業

- 釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぎ、統合します。

介護保険に関すること

介護保険料



- 平成17年度の介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定します。

平成15年4月1日現在／金額は年額

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
段階別保険料					合併時	平成18年度以降
第1段階	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税）	20,774円	23,880円	15,200円	現行どおり	新しい『介護保険事業計画』策定時に設定します
第2段階	世帯全員が住民税非課税	31,161円	35,820円	22,800円		
第3段階	世帯課税で本人が住民税非課税	41,547円	47,760円	30,500円		
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	51,933円	59,700円	38,100円		
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	62,320円	71,640円	45,700円		

施設介護サービス

- 現行制度を引き継ぎます。

配食サービス

- 当面は現行体制で対応し、受託業者、昼・夕食利用回数の統合を検討します。また、自己負担額は「1食300円」に統一します。

平成16年4月1日現在

釧路市	阿寒町	音別町	新市	
			合併時	経過措置後
自己負担 500円／回 週4回（夕食）	自己負担 300円／回 週7回（昼食）	自己負担 300円／回 週5回（昼食）	自己負担300円／回 配食回数等は現行どおり	配食回数等は新市で調整します

移送サービス

- 利用者や遠方移送の増加による財政負担を考慮し、委託方式を検討します。また、新制度設立までは外出支援サービスを含めた現行体制で対応します。

居宅介護サービス

- 合併後1年程度で新市としてのサービスを設定します。また、利用者に地域格差が生じないように、公益的サービスを調整します。

高齢者福祉に関すること

老人クラブ活動支援

- 合併後1年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編します。

敬老事業

- 合併後3年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討します。また、釧路市の敬老大会は引き継ぎます。

高齢者バス利用助成及び老人入浴費助成

- バス利用助成または入浴費助成のいずれかの選択制とし、次のとおり再編します。
 - ア 支給対象年齢 70歳以上
 - イ 所得制限 本人非課税
 - ウ 助成額 6,000円
- バス利用助成は、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とします。
- 入浴費助成は、阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合は、現行入浴助成（上限9,600円）を継続しますが、その期間を合併までに検討します。

敬老祝金



- 現行制度を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金（88歳、99歳、100歳以上に年5万円支給）に再編します。

平成16年4月1日現在

釧路市		阿寒町		音別町		新市		
						合併時	経過措置後	
77歳	10,000円	80歳	10,000円(商品券)	75.76歳	15,000円(現金)	現 行 ど お り	88歳	50,000円
88歳	30,000円	90歳	20,000円(商品券)				99歳	50,000円
99歳	50,000円	100歳	100,000円(現金)	77歳以上	20,000円(現金)		100歳以上	50,000円(毎年)
100歳以上	10,000円(商品券)							

障がい者福祉に関すること

障がい者福祉計画

- 合併後1年程度で新市における計画を策定します。

補装具の給付・修理、日常生活用具の給付・貸与

- 新市においても国や北海道の施策に基づき対応します。

特別障がい者手当

- 新市においても国や北海道の施策に基づき対応します。

障がい者援護旅費助成

- 釧路市の現行制度（鉄道賃・バス料金・ガソリン代の選択が可能、年6回まで助成）に統合します。

重度心身障がい者医療助成

- 釧路市の現行制度（3歳未満及び非課税世帯者を対象、初診時一部負担金を含め自己負担分を助成）に統合し、合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整します。

重度障がい者等 交通費助成

- タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間1人12,000円とするともに、対象者の拡大を図ります。

平成16年4月1日現在

釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
12,000円/年	町立病院までの通院費を助成		12,000円/年 タクシー補助券・ガソリン補助券から1種類を選択

児童福祉に関すること

エンゼルプラン (児童育成計画)

- 「児童育成計画」を包含する「次世代育成支援地域行動計画」を引き継ぎ、合併後1年程度で新市における計画に再編します。

家庭児童相談室

- 釧路市に設置されている相談室を引き継ぎますが、広域化に伴う相談員の配置は新市で調整します。

出産祝金

- 音別町の現行制度は、合併後3年程度存続します。



保育に関すること

保育所

- 現行施設を引き継ぎます。

延長保育

- 釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応します。

障がい児保育

- 現行体制を引き継ぎ、未受入の解消等を新市で検討します。

地域子育て支援 センター事業

- 釧路市の現行事業に統合します。



その他福祉に関すること

母子(寡婦)福祉資金

- 新市においても北海道の施策に基づき対応します。

赤十字事業

- 献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合します。

ウタリ資金貸付事業

- 貸付制度額の高い釧路市の現行制度に統合します。

保健医療に関すること

保健センター

- 現行施設を引き継ぎますが、保有機能は組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で調整します。

乳幼児健康診査

- 合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整します。
- 集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備します。

予防接種

- 合併後1年程度で地域に合わせた集団及び個別接種方法を検討します。
また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一します。
- 65歳以上を対象とするインフルエンザ予防接種の個人負担額はワクチン代の実費相当額とし、1回につき1,050円に統一します。

乳幼児医療費助成 (市町村助成)

- 北海道の助成制度及び3市町共通の助成制度に統合しますが、合併後3年程度で音別町の現行制度(拡大分)を段階的に調整します。

平成16年10月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市	
				合併時	経過措置後
北海道の助成制度	通院=6歳(就学前まで)医療費無料(初診時一部負担金は除く。) 入院=6歳(就学前まで)医療費無料(初診時一部負担金は除く。) (※平成13年4月1日以降誕生の者については所得制限有) (※満3歳(誕生日の翌日以降)以上の者(市町村住民税非課税世帯を除く。))は原則1割負担(外来12,000円、入院40,200円限度)			現行どおり	北海道の助成制度及び3市町共通の助成制度に統合します
市町共通の助成制度	北海道の助成制度が改正されたことを受け、従来の制度に道助成制度を取り入れ、上記と同様の制度に改正				
市町独自の助成制度	①6歳から15歳に達した年の年度末まで医療費無料 ②初診時一部負担金助成				

老人医療費助成

- 65歳から69歳の医療費助成は北海道助成(平成19年度で終了予定)に統合します。

平成16年8月1日現在



区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市(合併時)
老人保健制度	【75歳以上の方・65歳以上で一定の障がいがある方】 =医療費の1割又は2割の負担で給付が受けられます			65歳~69歳の医療費助成は、北海道老人医療給付特別対策事業(平成19年度で終了予定)の基準により統合します
北海道の助成制度	【昭和14年7月31日以前に生まれた方で老人保健制度の対象外の方のうち、世帯要件(6ヶ月以上一人暮らしであること等)と所得要件の両方に該当する方】=老人保健制度と同じ			

各種ガン検診

- 現行事業を引き継ぎます。
- 集団及び個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定は、釧路市の制度に統合します。

人工透析患者通院 交通費助成

- 釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)に統合しますが、当分の間は現行のままとします。

公立病院等に関すること

公立病院、診療所の 施設及び体制

- 現行施設を引き継ぎますが、病院と診療所間の機能連携を図ります。
また、将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整します。
- 医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理します。

教育・文化に関すること

学校教育に関すること

町立幼稚園

- 現行施設を引き継ぎます。

小・中学校

- 現行施設を引き継ぎます。

小・中学校の通学区域及びスクールバスの運行

- 現行制度を引き継ぎます。

小・中学校の適正配置

- 釧路市の現行計画はその範囲のまま引き継ぎ、2町における計画を新市で必要と判断した場合には地域事情等の課題を考慮して調整します。

小・中学校の学級編制

- 現行どおり40人学級とします。

小・中学校の耐震診断・耐震改修

- 昭和56年以前建築の未実施校を優先するとともに、財政計画、各地域の公平性、緊急度を考慮し、大規模改造を含めた新市における計画を策定して順次実施します。

教科用図書採択

- 同一採択地区となるよう北海道教育委員会と調整します。

学校給食体制

- 現行体制を引き継ぎますが、新市において給食単価・メニューの統一や食材の購入方法、センター方式への移行などの検討と併せて調理員定数の適正化も検討します。また、道職員栄養士の旧自治体配置数確保を北海道教育委員会へ要請します。

学校図書整備

- 現行どおりの整備基準とします。

道立高等学校及び市立高等学校

- 平成17年入学者選抜時より同一学区となりますが、間口などの課題を北海道教育委員会と調整します。
- 道立高等学校については地域性に配慮し、阿寒高校の存続及び定員確保を北海道教育委員会へ強く要請します。



社会教育に関すること

公民館及び公民館活動を担う社会教育施設

- 現行施設を引き継ぎます。

生涯学習推進計画・社会教育推進計画

- 合併後2年程度で新計画を策定します。

図書館及び図書室

- 市立釧路図書館を本館とし、各地域の図書館(室)を分館(室)とする体制を構築します。
- 利用者カードの統一や視聴覚資料など扱いに差異があるものを調整し、合併後1年程度でいずれの地域でも貸出・返却及び在庫検索を可能とするコンピュータシステムの一元化を図ります。



図書館バス

- 釧路市・阿寒町のバスを引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての運行体制を検討します。

社会教育委員

- 制度を統合しますが、各地域の意見が反映される委員構成を検討します。

芸術文化・スポーツ振興に関すること

文化施設

- 博物館、美術館、文化会館などの文化施設は現行を引き継ぎます。

スポーツ施設

- 現行施設を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整します。

市町主催のスポーツイベント

- 合併後2年程度で新市としての事業振興を調整します。



姉妹都市及び国際・国内交流に関すること

国際姉妹都市等との交流

- 釧路市の現行事業に統合します。

国内姉妹都市等との交流

- 3市町それぞれの現行事業を新市に引き継ぎます。



産業・経済に関すること

農林水産業に関すること

農業委員会の委員の定数及び任期等

- 合併時に1つの農業委員会に統合しますが、選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」といいます。）の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任します。
- 在任特例期間終了後は、選挙委員の定数を17人とし、旧市町ごとに選挙区を設けます。

選挙区	選挙委員の定数
釧路市	5人
阿寒町	7人
音別町	5人

農業経営基盤強化促進対策

- 現行事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定します。

農業後継者対策

- 農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぎます。
- 音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討します。

ヒグマ有害駆除対策

- 阿寒町の現行事業に統合し、ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令します。

エゾシカ有害駆除対策

- エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金を新市で調整します。



森林整備計画

- 現行計画を引き継ぎ、新市における計画を策定します。

漁場管理対策

- 釧路市の漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業などの漁場管理対策を引き継ぎます。

水産加工振興対策

- 釧路市の水産加工振興策を盛り込んだ「特定中小企業集積の活性化に関する計画」を引き継ぎます。

商工・観光に関すること

中心市街地活性化基本計画

- 釧路市の現行計画を引き継ぎ、各自治体に形成されている商店街等の実績を踏まえた中心市街地の範囲や支援のあり方などを検討します。

産炭地振興対策

- 釧路産炭地域総合発展機構の基金出資金を引き継ぐとともに、石炭産業・産炭地振興の協議会は釧路市の現行に統合します。

物産振興・販路拡張

- 釧路市物産協会を軸として統合し、地場産品の宣伝普及と販路拡大を図ります。

「観光まつり・イベント」及び「港まつり」

- テーマや開催時季の類似する観光まつり・イベント等は、PRの連携による相乗効果や同時開催による規模的レベルアップを新市において実施団体間で協議します。

都市基盤に関すること

建設に関すること

空港及び港湾

- 現行事業を引き継ぎます。

市町道舗装整備

- 現行事業を引き継ぎます。

市町道認定基準

- 基準がより詳細な釧路市の現行制度に統合します。

街路灯整備

- 国道、道道との総合的な整備を調整します。



都市計画に関すること

都市計画マスタープラン

- 釧路市の現行プランを引き継ぐとともに、法定手続等を考慮し、新市における総合計画に基づき策定します。

緑の基本計画

- 釧路市の現行計画を引き継ぐとともに、法定手続等を考慮し、新市における都市計画マスタープランに基づき策定します。

公園及び街路樹の維持管理

- 合併後3年程度で管理体制を統合します。
また、類似の公園施設管理条例は統一します。

上・下水道に関すること

水道事業の認可

- 釧路市は水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ、新市としての同経営認可申請を行います。

簡易水道事業の認可

- 各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行います。
- 現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討します。

下水道事業計画

- 釧路市を処理区とする公共下水道は現行のまま新市に引き継ぎ、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道は統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進します。

市町村営住宅に関すること

住宅マスタープラン

- 合併後2年程度で現行計画を再編します。

入居申し込みの方法

- 釧路市の現行制度(年2回公募)に統合します。

住宅使用料の収納業務

- 釧路市の委託方式をベースに、収納業務の効率化及び収納経費の節減を図ります。



行政・議会等に関すること

行政組織等に関すること

(仮称)総合行政センター等

- 2町の役場を(仮称)総合行政センターとし、次の業務を行います。
 - ア 行政管理部門(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整)
 - イ 地域政策部門(地域振興、活性化対策)
 - ウ 施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等)
 - エ 戸籍住民部門
 - オ 保健福祉、保険年金(国保、介護、国民年金)部門
 - カ 税務部門(申告、納税、税務証明)
 - キ 産業部門(産業全般、家畜の防疫)
 - ク 環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地)
 - ケ 民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障がい者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育)
 - コ 教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等)
 - サ 防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)
- (仮称)総合行政センターの総括責任者(長)は、部長職以上とします。
- 既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合します。

(仮称)地域協議会

- 地方自治法に規定する附属機関として、(仮称)地域協議会を旧市町単位に設置します。

名 称	それぞれ(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会、(仮称)音別地域協議会とします。
設置目的	新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に対する住民の不安の解消 ・ 住民意思の反映 ・ 市民協働の体制づくり
所掌事務	(1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次の事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画に基づく施策の実施に関する事 ・ 総合計画に関する事 ・ 当該区域固有の事務事業に関する事 ・ 市民協働の推進に関する事 (2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる事ができます。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任します。 ・ 委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とします。 ・ 日額報酬とし、任期は2年とします。
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの協議会に会長、副会長を置きます。 ・ 第1回の会議は市長が招集しますが、以降は会長が招集します。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の市長就任後の最初の議会において設置します。 ・ 終期は定めませんが、組織のあり方について定期的に見直します。



行政委員会

- 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合します。

附属機関等

- 各市町及び釧路市の現行制度に基づき設置が必要な附属機関の統合や再編を図りますが、委員の構成については地域バランスに配慮します。

一部事務組合・ 公社等

- **一部事務組合**
3市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行います。
- **土地開発公社**
基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合します。
- **振興公社**
業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討します。
事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とします。

特別職の身分等

- 市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の現行制度に統合します。
- 非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とします。

一般職の職員の 身分等

- 合併前の釧路市、阿寒町、音別町の一般職の職員は、合併特例法の規定により、全て新市の職員として引き継ぎます。
- 2町及び白糠町、鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行います。
- 人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整します。

職員定数

- 適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努めます。

【職員数】

平成16年4月1日現在

区分	普通会計			公営企業等会計	合計
	一般職	消防	計		
釧路市	1,393人	279人	1,672人	900人	2,572人
阿寒町	115人		115人	34人	149人
音別町	74人		74人	27人	101人
2町消防		39人	39人		39人
合計	1,582人	318人	1,900人	961人	2,861人

注1) 釧路市の普通会計の職員数には、北陽高校及び星園高校(90人)が含まれています。

注2) 釧路市の公営企業等会計の職員数には、市立病院(644人)が含まれています。

注3) 2町の公営企業等会計の職員数には、国保診療所を含む病院(阿寒町25人、音別町17人)が含まれています。



条例、規則等

- 合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理します。

財産、基金等

- 3市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぎます。

指定金融機関等

- 新市においても指定金融機関を指定します。
- 新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮します。
- 収納代理金融機関は、指定している金融機関を全て網羅します。

工事等の入札

- 釧路市の現行制度に統合しますが、登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討します。

電算システム

- 合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図ります。

情報公開

- 新市で制定する情報公開条例に基づき積極的に公開します。

慣行・顕彰

- 3市町のすべての宣言を継承しますが、同種の宣言文は合併時まで調整します。
- 合併時まで市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定めます。

議会に関すること

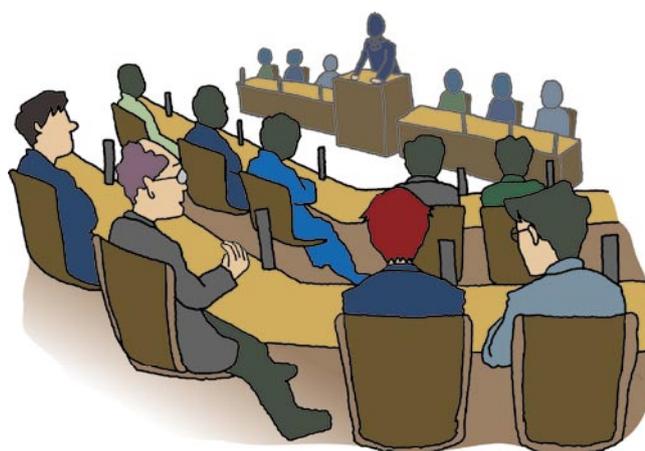
議会議員の定数及び任期等

- 3市町の議会議員は、合併特例法の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任します。
- 新市の議員定数は34人としませんが、最初の一般選挙に限り旧市町ごとに選挙区を設けることとし、選挙区ごとの定数は合併時まで調整します。
- 報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合しますが、在任特例期間中の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、2町選出議員は月額25万円とします。

【議員数】

平成17年1月1日現在

区分	条例定数	現数
釧路市	34人	31人
阿寒町	14人	12人
音別町	12人	12人
合計	60人	55人



公共的団体に関すること

農業協同組合

- 現行を引き継ぎますが、各農協間の合併協議の推移を見ます。

森林組合

- 現行を引き継ぎますが、組織統合はそれぞれの組合間の協議を優先します。
- 補助金は関係団体との協議により調整します。

水産業協同組合

- 現行を引き継ぎますが、組織統合はそれぞれの組合間の協議を優先します。

商工団体

- 現行を引き継ぎますが、組織統合はそれぞれの団体間の協議を優先します。
- 補助金は団体間の協議の推移を見て調整します。

観光協会

- 現行を引き継ぎます。

消費者協会

- 現行を引き継ぎますが、各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要となります。

社会福祉協議会

- それぞれの組織の実情と歴史を尊重し、新市で統合に向けて調整します。

女性団体

- 新たに女性連を発足し発展的統合を図ります。
- 各地域ごとの団体は地域事情を考慮し存置する方向が望ましいことから、目的により差異がある主要団体の活動は各団体間で統合を調整します。
- 各団体への補助金を引き継ぎますが、合併後1年程度で制度を調整します。

芸術・文化団体

- 合併後1年程度で新市文化協会を発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に位置づけます。

スポーツ団体

- 各団体を引き継ぎますが、合併後1年程度で新市体育協会を発足します。

